

第18回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月26日(水) 午前9時31分から9時58分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	4番	砂坂	浩一郎	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	9番	中畠	一三	10番	中之藪 堅二郎

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	小脇	尚武			

4. 欠席委員

農業委員	3番	久保田	力雄	5番	小山	幸良
------	----	-----	----	----	----	----

農地利用最適化推進委員(順不同)

チ.	原田	晃生
----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第18号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

承認第1号 令和2年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山田 直樹

農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号3番 久保田力雄委員、5番 小山幸良委員、農地利用最適化推進委員 原田晃生推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第18回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 砂坂浩一郎委員、6番 寺内秀昭委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第18号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和4年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権2件・農地中間管理権1件・所有権移転2件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和4年2月1日から令和14年1月31日を終期とするもので、期間は10年間です。地目は田●●m²、畑●●m²の2件(2筆)となっております。
資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
1番、利用権を設定する者は、愛知県豊田市〇〇—×× A・65歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・70歳です。Bの経営面積は●●m²。申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●m²、さとうきびを作付けし10年間の賃貸借で、賃借料は年間10アール当り〇万円の現金払いで再設定です。図面は5ページに添付しておりますのでお目通しください。
続いて2番ですが、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・77歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・54歳です。経営面積は、●●m²。申請地は〇〇字△△××番、地目は田で面積は

●●㎡、WCSを作付けし賃借料は年間 10 アール当り〇万円の現金支払いで新規設定です。図面は6ページに添付しておりますのでお目通し願います。

7ページをご覧ください。農地中間管理権の設定です。

公告年月日は基盤法によるものと同様で令和4年1月31日。期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間で地目は畑が2筆です。

8ページをお開きください。計画内訳書の説明をします。

利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 E・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を經由し、備考欄に記載していますがBが耕作者となっております。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑●●㎡と〇〇字△△××番、面積は●●㎡でさとうきびの作付けを行い、賃借料は年間10アール当り〇万円で期間は10年です。図面については9ページと10ページに添付してありますのでお目通し願います。

11ページをご覧ください。農地中間管理事業による農地売買所有権移転で、今回は公益財団法人鹿児島県地域振興公社による売渡しです。公告年月日は令和4年1月31日、引き渡し時期は令和4年2月10日を予定しております。

12ページをお開きください。計画内訳書の説明をします。

1番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社で、譲受人は南種子町〇〇××番地 F・71歳です。土地の所在は〇〇字△△××番で面積は●●㎡、牧草を作付けし、13ページの計画書に記載しておりますが、売渡金額は〇〇円です。図面は15ページに添付しております。

続いて2番は公益財団法人鹿児島県地域振興公社から譲受人は南種子町〇〇××番地 G・60歳への売渡しです。土地の所在は〇〇字△△××番で●●㎡及び同字××番で●●㎡、飼料米を作付けしております。14ページの計画書に記載しておりますが、売渡金額は2筆で〇〇円です。16ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

賃借権及び中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のよう
ですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：H、
譲受人：G 外1件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料の17ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求
めるもので、所有権の移転が2件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 H。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Gです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

その他同字××番、××番を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、鹿児島市〇〇—×× I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は25ページから添付しています。

以上2件につきましては、1月11日の現地調査により耕作等について
確認しております。説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい
たします。整理番号1番については、私の方より説明をいたします。

12番委員 整理番号1番。HさんとGさんの件でございます。HさんとGさんは同
じ集落には住んでいますけれども、特別な関係はないと思います。

後ほど何ヶ月かかるか分かりませんが、5条案件で出したいという
案件がございます。その5条案件も何ヶ月後に出るかと思えますけど、そ
ういう関係でGさんについては、農業を大掛かりにやっておられますので、
何ら問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 整理番号2番、1番委員。

1番委員 整理番号2番ですが、IさんからJさんに譲渡する件です。Iさんにつ

いては現在鹿児島市に出ておりますが、元々は同じ〇〇集落の出身です。この土地については、それぞれのお父さんの代に話があり、売買も済んでおりますがその後鹿児島市に出たということで、今回所有権移転をするものであります。

現地については、Iさんの田んぼが真ん中にありますが、Jさん、Kさんの田んぼと合せて4筆を1枚の田として、Jさんが耕作をされております。利便性を含めてJさんの方に名義を変えるということで、Jさんはさとうきびを中心に経営しておりますので、問題はないものと思います。以上、説明を終わりますのでよろしくお願いいたします。

議長 以上で説明を終わります。
これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 はい、11番委員。

11番委員 整理番号1番ですが、先ほど説明があったように別件が何ヶ月後に出てきますよということですが、この後に出てくる案件が農業委員会定例総会で同意されるというのを条件にした本日の案件であれば気になる。後ほどの案件が通るという保証はない訳ですが、その辺どのように解釈しますか。

12番委員 担当委員として答えになるかは分かりませんが、実はGさんからHさんへ譲渡されるもう1つの農地については、現地調査の折に行きました。その時3条申請で上がっていましたが、3条申請だと農地として耕作しないといけませんので、これでは恐らく3条では無理だろうということで5条申請に切り替えをさせております。この定例総会の案件に出すには、前の月の内に書類を出さないと定例総会にかけられませんので、今日の定例総会に間に合わなかったということでございます。本人も役場の方いらしてまた〇〇行政書士事務所にも行きまして5条申請で上げるよう今手続きをしておりますので、恐らく来月出ると思います。よろしいでしょうか。

11番委員 分かりましたが、私の気持ちとしては次の案件を通さざるを得ない状況下にもしこれが決定されるとどうかなと思うんですが。
（「はい。」の声あり）

議長 はい、7番委員。

7番委員 質問内容と説明内容はよく分かりましたので反論はしませんけど、今5条の申請がきてますよという説明がありましたからその通りなんですけど、5条の申請完了と同月にこの要件を提出すればこういう質問は出なかったのではないのでしょうか、今回提案した3条はどうしても前に処理をしないといけない条件はなかったのではという私の意見です。

12番委員 また反論でございますけど、田んぼの方はもう準備に取り掛かっていま

す。皆さんもそうだと思います。時期的にもう早くしないと田んぼを作れませんので、それで田んぼの方を早く、以前までは違う人が作っていたものから、今回Gさんになる訳です。そのために田んぼの準備がありますので、ということで5条の方は農業委員会だけではなくて、熊毛支庁関連のものもありますので、遅れております。

7番委員
議 長

反対ではありません。
他に質疑はございませんか。
(「はい。」の声あり)

議 長
11番委員

はい、11番委員。

今出ている問題をHさんが了解した上で本日の案件になっているということであれば良いだろうと思いますが、本人に説明はしてあるんですか。

12番委員
11番委員
議 長

はい。本人に説明しております。

分かりました。

他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長
事 務 局

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外14筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料30ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が神奈川県横浜市〇〇××番地 L。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は田、地積は●●㎡です。外14筆で合計が15筆、地積合計は●●㎡になります。

参考資料として32ページから現地調査資料を添付しております。

この15筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1月11日の現地調査において、会長・農地部長・月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

- 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 12番委員 この本日出ている農地については、近くに私の家が建っています、その海に繋がっている土地でございますが、私が嫁に来て40年、やがては50年になろうかとしています、1回も田んぼを作ったというところは見えておりませんので、もう50年近くあのままという感じでございます。
- 議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については原案のとおり決定いたしました。
- 議長 承認第1号 令和2年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者税務課長 M、を議題にします。
事務局 それでは、事務局より承認第1号の説明をお願いいたします。事務局。資料の35ページをお開きください。
承認第1号は、令和2年度地籍調査事業に伴う地目の変更について承認審査を求めるもので、調査地区は、南種子町大字〇〇の一部で、資料に記載してあります小字18ヶ所の範囲です。
参考資料として36ページに集計結果を添付しています。
令和2年度地籍調査事業における調査面積は、1.35km²。筆数は1,417筆。
その内、農地に関する調査筆数が、合計858筆、調査前の田の筆数が491筆、調査後が7筆、調査前の畑の筆数が342筆、調査後が25筆となります。
異動事由としましては、地目変更が351筆、一部変更が4筆、合筆増加が61筆、分筆登記が21筆、現地確認不能が339筆、合筆閉鎖が82筆、不所在地がゼロとなっております。
当委員会により承認された後、税務課へ回答し、閲覧に付される予定となっております。
以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)
- 議長 はい、11番委員。
11番委員 〇〇はこれでほぼ終わるんですかね。
議長 はい、事務局。
事務局 はい。地籍調査は昨年から〇〇に入っておりますので、29、30、31、2年はまだ登記は終わっていないが調査は完了しています。29、30年については、Nの関係で筆界の承諾が得られないということで遅れています。図

面の修正とかあって登記の方も若干遅れています、ということです。以上です。

11 番委員 (〇〇の) 地籍調査事業の調査は終わったということですね。

事務局 はい。終わりました。

議長 はい。他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、承認第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

承認第 1 号については、原案のとおり承認されました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。